**全体についての消防計画作成例**

　　　　　　　　　　　　　消防計画

年　　月　　日作成

|  |  |
| --- | --- |
| 適用範囲１目的と | この計画は、**第８条の２第１項**に基づき、　　○○ビル全体の防火管理について必要な事項を定め、火災の予防及び地震その他の災害から、人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とし、　○○ビル に勤務し、出入りする全ての者に適用される。 |
| ２管理権原者の責任と範囲 | （１）各事業所の管理権原の及ぶ範囲は、各管理権原者の占有する部分とし、別記１「防火対象物の管理権原者の権原の範囲」のとおりとする。（２）管理権原者は、当該管理権原が及ぶ範囲の消防計画に基づき当該防火管理者に防火管理上必要な業務を実施させ、適正にその業務を遂行する。（３）管理権原者は、統括防火管理者を　協議　して定め、防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行わせなければならない。（４）管理権原者は、統括防火管理者を定めたとき（変更したときも含む。）は、消防長に届け出なければならない。（５）前項の届出に際しては、防火対象物等における管理権原者の主要な者として、　○○ビル所有者　を指定し、その代表者名をもって届け出を行うものとする。（６）管理権原者は、統括防火管理者が防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行できるように相互に意志の疎通を図り協力し建物全体の安全性の確保に努めなければならない。 |
| ３統括防火管理者の責務 | 統括防火管理者は、建物全体についての防火管理業務について、次の事項について責務を有する。（１）建物全体についての消防計画の作成又は変更に関すること。（２）建物全体についての消防計画に基づく消火、通報及び避難誘導などの訓練の定期的な実施に関すること。（３）廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理に関すること。（４）火災等が発生した場合における共同の自衛消防の組織における活動体制に関すること。（５）火災等の発生時の消防隊に対する必要な情報提供等に関すること。（６）建物全体についての消防計画の管理権原者への周知に関すること。（７）その他防火管理上必要と認める事項に関すること。（８）統括防火管理者は、建物全体についての防火管理上必要な業務を行う場合、各事業所の防火管理者に対して必要な事項を指示することができる。（９）統括防火管理者は、消防機関等に対する全体の消防計画の届出、報告及び防火管理業務に関する記録等の保管をしなければならない。（10）統括防火管理者は、建物の実態を把握するとともに、各事業所の防火管理者と相互の連絡を保ち、建物全体の安全性の確保に努めなければならない。 |
| ４防火管理者の責務 | 各事業所の防火管理者は統括防火管理者の指示、命令を遵守し、この計画と整合を図り、事業所ごとに消防計画を作成し、次に掲げる防火管理上必要な事項について統括防火管理者に報告する。（１）防火管理者を選任又は解任したとき（２）消防計画を作成又は変更したとき（３）防火対象物の法定点検を実施したとき（４）消防用設備等の法定点検を実施したとき（５）用途及び設備を変更したとき（６）内装改修などの工事を行うとき（７）大量の可燃物の搬入・搬出又は危険物及び引火性物品を貯蔵・取扱うとき（８）臨時に火気を使用するとき（９）火気使用設備器具又は電気設備の新設、改修等を行うとき（10）消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき（11）防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見されたとき、又は改修したとき（12）防火管理業務の一部を委託するとき（13）催物を開催するとき（14）　防火管理者は、建物の収容能力を超えた過剰な人員が入場することがないように、収容人員を適正に管理する。（15）統括防火管理者に指示命令された事項についての結果（16）消防計画に定めた訓練を実施するとき（17）その他火災予防上必要な事項 |
| ５火災予防上の自主点検 | （１）防災についての任務分担　　　管理権限者は権限の範囲に基づき実施区分ごとに自主点検の任務分担を行う。（２）統括防火管理者は、各防火管理者の実施する自主点検が適正に行われているか定期的に確認をする。（３）消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検は、統括防火管理者が別表５「消防用設備等自主点検チェック表」（定期）により、定期的な法定点検（６ケ月ごとに１回）の合間に、概ね２回以上行う。（４）各事業所の占有部分に設置されている消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検については、各事業所の消防計画に定め行うものとする。（５）自主点検は、日常的に行う点検と定期的に行う点検に分けて行う。ア　共用部分においては統括防火管理者が行い、各テナントの管理権原の及ぶ範囲は定められた担当者が行う。（ア）日常的に行う点検は、別表２『自主点検チェック表（日常）「火気関係」』及び別表３『自主点検チェック表（日常）「閉鎖障害等」』に基づき行う。（イ）定期的に行う点検は、別表４「自主点検チェック表（定期）」に基づき行う。実施時期は、　　　月と　　　月の年　　回とする。（ウ）点検及び検査を実施した結果、不備欠陥又は改修する事項がある場合、各テナントの管理権原者及び統括防火管理者の責任の範囲により速やかに改修するための必要な措置を図るものとする。 |
|  | （６）建築物の点検補強　　　統括防火管理者は各事業所の防火管理者と協力して建築物及び建築物に附随する施設の倒壊、落下防止等の措置状況を確認する。（７）統括防火管理者は各事業所の防火管理者と協力して各事業所が実施している転倒･落下移動防止状況を確認して必要な事項を講じるように促す。（８） 不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を策定する。 |
| ６防火対象物及び消防用設備等の法定点検 | （１） 消防法第8条の2の2の規程による防火対象物の法定点検は次のとおり実施する。ア　防火対象物の法定点検は、　建物所有者　の責任により行う。イ　点検を実施する場合は、事業所の防火管理者等が立ち会う。ウ　防火対象物定期点検は　　　月に行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 点検実施者 |  |

（２）消防法第17条の3の3の規程による消防用設備等の法定点検は次のとおり実施する。ア　消防用設備等の法定点検は、　建物所有者　の責任により行う。ただし、事業所が独自に設置した消防用設備等・特殊消防用設備等は、当該設置事業所の責任により行う。イ　各管理権原者は、点検に必要な場所への立入りを認めるなど、点検が適切に実施できるように協力する。ウ　消防用設備等の点検は、機器点検は　　月、総合点検は　　月に行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 設　備　名 |  |
| 点検実施者 |  |

（３）点検を実施する場合は、管理権原の及ぶ事業所の防火管理者等が立ち会う。（４）統括防火管理者は、防火対象物及び消防用設備等の法定点検の結果の記録を防火管理維持台帳に３年間保管する。 |
| ７防火防災教育･訓練 | （１）各管理権原者は、自らの防火管理に関する知識と認識を高めるため、防火に関するセミナー、建物全体で実施する講演会、自衛消防訓練等に参加し、情報交換等を行い建物全体の安全・安心の確保に努めるものとする。（２）各管理権原者は、事業所の防火管理者等及びその他の防火業務に従事する者の防火教育について計画的に実施し、防火意識と行動力の向上を図るものとする。（３）統括防火管理者及び各事業所の防火管理者は、消防機関等が開催する各種講習会や研究会に参加し、防火管理に関する知識・技術の向上に努める。（４） 統括防火管理者は､各事業所の防火管理者等の防火意識の高揚のための講習会及び研修会等を行う。（５）研修会の内容は下記によるア　全体についての消防計画の内容周知イ　各事業所の権原の範囲とその責務等ウ　自衛消防隊の編成とその任務 |
|  | エ　消防用設備等、防災設備等の機能及び取扱要領オ　廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設の維持管理カ　地震及びその他の災害が発生した場合の自衛消防活動に関する事項キ　その他火災予防上及び自衛消防活動上必要な事項（５）統括防火管理者は、各事業所の従業員等を対象とし、火災等が発生した場合、迅速かつ的確な所定の行動ができるよう、次により訓練を定期的に実施するものとする。消火及び避難の訓練（総合訓練を含む。）は、　　月と　　月他2回以上実施する｡（６）各事業所の従業員等に対する防火に関する教育は、各事業所の消防計画に定める。 |
| ８避難施設の管理 | （１）統括防火管理者は、避難施設及び防火設備の機能を有効に保持するため、次の事項を徹底する。ア　避難通路、避難口、廊下、階段その他の避難施設（ア）避難の障害となる設備を設け又は物品を置かないこと。（イ）床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないよう維持管理すること。（ウ）避難口等に設ける扉は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。イ　火災の延焼を防止するための防火設備（ア）防火戸や防火シャッターは、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持し閉鎖の障害となる物品を置かないこと。なお、防火戸や防火シャッターの開閉位置と他の部分とを色別しておくこと。（イ）防火戸や防火シャッターに近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。ウ　各事業所の廊下、階段、避難口、避難通路、安全区画及び防煙区画の確保など避難上必要な施設等の維持管理に関する事項は、各事業所の消防計画に定めるものとする。エ　各事業所の防火管理者は、避難施設、防火設備の役割を従業員等に十分認識させるとともに、定期的に点検、検査を実施し、施設、設備の機能確保に努めるものとする。 |
| ９自衛消防活動 | （１）火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、各事業所の防火管理者は、統括防火管理者の指示のもと相互に連絡、協力して火災、地震その他の災害に対応する。（２）自衛消防隊長は、自衛消防の組織を勤務体制の変動に合わせ、柔軟に編成替えを行うとともに、従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。（３）通報連絡火災を発見した者は、直ちに消防機関へ通報するとともに、統括防火管理者及び防火管理者等に連絡する。（４）消火活動ア 火災発生現場の近くにいる者は、従業員等と協力して初期消火を行う。イ　事業所の消防計画において初期消火の任務を担当している者は、統括防火管理者の指揮下で、相互に協力して消火活動を行う。（５）避難誘導ア 事業所の消防計画において避難誘導の任務を担当している者は、従業員等を安全な場所へ避難誘導する。 |
|  | イ 事業所の消防計画において避難誘導の任務を担当している者は、避難誘導の際に、負傷者及び逃げ遅れた者等の把握に努め、知り得た情報を防火管理者及び統括防火管理者に報告する。（６）火災、地震その他の災害等が発生した際は、防火対象物の　正面玄関前　に消防隊の誘導・情報提供のための担当員を配置し下記項目の情報提供を行う。ア　本建物の概要表や図面、出火場所、延焼範囲、逃げ遅れ者の有無、避難誘導状況、消防活動上支障となるものの有無などの情報の提供イ　消防隊の進入路及び特殊車等の停車位置の確保ウ　自衛消防の組織の活動状況エ　火災現場への誘導オ　自衛消防隊本部等の設置場所 |
| 工事中の安全対策10 | （１）建物内の消防用設備等の改修工事、用途変更等及び催物の開催など不定期に行われる工事等において、関係法令の適合の確認や工事中の火気管理等の確認など防火上の安全対策に関する事項は、建物全体についての消防計画に定める事項を遵守するとともに、共用部分については統括防火管理者、事業所の占有部分については各事業所の防火管理者が工事中の安全対策を策定する。（２）統括防火管理者は、複数の事業所にわたる増築、模様替え等の工事が行われる場合、当該工事を行う各事業所の防火管理者で協議し「工事中の消防計画」を届出させるものとする。（３）統括防火管理者及び防火管理者は、各事業所が行う用途変更・間仕切変更・内装等の変更工事等又は催物の開催など不定期に行われる工事等に関し、必要に応じて、工事・催物等の計画内容等の確認や現場確認を行い、関係法令の適合の確認や火気管理等の防火上の確認を行うものとする。 |
| 　　　　　　出火防止対策11 | （１）建物全体についての火気使用設備器具等、喫煙管理及び放火防止対策など出火防止業務に関する事項は、この計画に定める対策を遵守するとともに、共用部分については統括防火管理者、事業所の占有部分については各事業所の防火管理者が責任を持って行うものとし、各事業所の消防計画に定めるものとする。（２）本建物内の従業員等が火気を使用する場合及び防火・避難施設に対する遵守事項等については、各事業所の消防計画によるものとする。（３）統括防火管理者は、放火防止対策について、各事業所の消防計画に定めるほか、次の対策を推進する。ア　死角となりやすい通路、階段室、洗面所等に可燃物を置かない。イ　物置、ゴミ集積所等の施錠管理を徹底する。ウ　階段室、トイレ等死角となる場所の挙動不審者の監視を行う。エ　監視カメラ等による死角の解消及び死角となる場所の不定期的な巡回監視を行う。オ　夜間通用口における入館者チェックを徹底する。（４）本建物内へは、原則として危険物品の持ち込みを禁止とする。ただし、本建物内への持ち込みが禁止されている危険物品の使用が申請等により認められた場合は、次の事項を遵守し、安全管理を行うものとする。 |
|  | ア　危険物を貯蔵し又は取り扱う場所においては、火気を使用しないこと。イ　危険物を貯蔵し又は取り扱う場所においては、常に整理・清掃を行うとともに、みだりに不必要なものを置かないこと。ウ　危険物が漏れ、あふれ又は飛散しないようにすること。エ　指定可燃物及び高圧ガス等の危険物品等については、それぞれの関係法令に基づき、貯蔵、取扱うこと。オ　定期的に点検し、その結果を記録保存し安全管理に活用すること。 |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　地震対策12 | （１）発生時の初期対応ア　地震発生時は、身の安全を確保し、揺れがおさまった後、各事業所の自衛消防隊長は、建物全体の被害状況を把握し、防火対象物の自衛消防隊長に報告する。イ　防火対象物の自衛消防隊長は、各事業所の防火管理者、自衛消防隊長から報告を受け、被害状況等の情報を一元化し管理する。ウ　気象庁の地震情報、津波情報及び緊急地震速報等の情報収集を行う。エ 出火防止（ア）火気使用設備器具の直近にいる者は揺れを感じたとき又は大きな揺れがおさまった後、電源や燃料バルブ、ガスの元栓を遮断する。（イ）二次災害の発生を防止するため、火気使用設備・器具、危険物施設等について点検を実施し、出火防止に努める。（２）緊急地震速報受信時の対応ア　各事業所の防火管理者、自衛消防隊長は、緊急地震速報を受信した場合は、次の活動を行うとともに統括防火管理者、防火対象物の自衛消防隊長に報告する。イ　避難口及び防火戸等の電気錠を解錠し、避難経路を確保する。ウ　人命の安全、被害の軽減及びパニックの発生防止のための在館者への緊急地震速報発表の放送等を行う。エ　火気使用設備器具の担当者は、出火防止のため電源や燃料バルブ、ガスの元栓を遮断する。（３）地震による出火防止への対応ア　地震発生後の出火防止等は次によるものとする。（ア）各事業所の自衛消防隊長は、担当区域内の出火危険箇所に初期消火担当を派遣し、早期発見・消火を行う。（イ）複数の出火箇所がある場合の消火活動は、避難経路となる場所を優先して行う。（４）避難誘導各事業所の自衛消防隊長は、地震が発生した場合、本建物の被害状況等に応じ、避難開始の指示を判断する。（５）避難上の留意事項各事業所の自衛消防隊長は、地震時の避難については、次によるものとする。ア　避難誘導班へ指示し、在館者を所定の場所へ避難させる。イ　収容物等に挟まれた人又は閉じ込められた人がある場合は、救出救護活動を指示する。 |
|  | ウ　防災関係機関から避難命令があった場合は、速やかに避難誘導を行うことを指示する。（６）帰宅困難者対策 　帰宅困難者となるおそれのある当該建物内の関係者等に対する支援の確保及び情報の提供等については、本計画に定めるほか各事業所の消防計画に定めるものとする。（７）警戒宣言が発せられた場合、各事業所の自衛消防隊は事業所に定める任務を行う。（８）関係者・お客等に対する警戒宣言が発せられた場合の情報の伝達方法ア　お客等に対する情報の伝達に先立ち、まず全従業員へは 　館内放送・内線電話　で伝達する。イ　お客等に対する情報の伝達時間は、各階の避難誘導担当の配置完了後とし館内放送等で伝達する。 |
| 休日・夜間の防火管理体制13  | （１）休日、夜間に在館者がいる場合　　ア　休日、夜間の防火管理体制　　　　休日、夜間の勤務者は、定期に巡回する等火災予防上の安全を確保する。　　　　　　　　　　　　　イ　休日、夜間における自衛消防活動　　　　休日、夜間における自衛消防活動は、勤務している者など建物内にいる者全員で次の初動措置を行う。　　（ア）通報・連絡　　　　　火災が発生したときは、直ちに消防機関に通報するとともに、他の勤務者に火災の発生を知らせ、さらに緊急連絡一覧表により関係者に速やかに連絡すること。　　（イ）初期消火　　　　　全員が協力して、消火器、　屋内消火栓　を有効に活用し適切な初期消火を行うとともに防火戸などの閉鎖を行うこと。　　（ウ）避難誘導　　　　　工事、点検等のため入館者がある場合は、拡声器、　メガホン　を使用して火災を知らせ、避難方向等を指示すること。（エ）消防隊への情報提供等　　　　　消防隊に対し、火災発見の状況、逃げ遅れ者の有無及び延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行うこと。　（オ）その他　　　　　　　　　　　　　　　　（２）休日、夜間に無人となる場合　　　休日、夜間において無人となる場合は、火災発生等の連絡を受けた統括防火管理者又は防火管理者等は、直ちに現場に駆けつけなければならない。緊急連絡先　　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL 　　　　　　　　　　 |

附則

　　この消防計画は、　　　　　年　　　月　　　日から施行する。